

川崎市議会議員



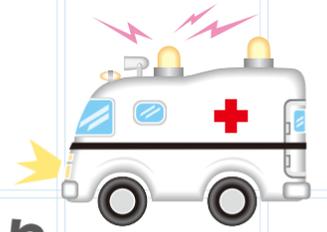
み
や
け

り
ゆ
う
す
け

三宅隆介

救急医療体制が強化!

三宅隆介の提案、 全国初の取組みへ



川崎市、「病床再編」により 「初期救急型拠点病院」を設置

搬送時の現場滞在時間を短縮するために

救急車が現場にかけつけても、搬送先の病院が見つかるまでの間、患者は現場に滞在しなければなりません。その滞在時間が30分以上を占めている割合が、川崎市は3年連続で全国ワースト1です。

これを改善するため、私(三宅隆介)はこれまで、市立病院の空き病床を不足している民間病院に再配置する、いわゆる「病床再編」を提案してきました。稼働率の低い病院から、稼働率の高い病院に病床枠を移譲することができれば、救急患者受け入れ体制の強化につながるからです。また、地域医療の充実のためにも「病床再編」が必要です。

病床を減らさず、再編するための提案

医療法は、法定数を上回っている過剰病床地域については、過剰分の病床を削減するよう求めています。すでに川崎市も過剰病床地域ですので、このまま黙っていれば貴重な病床が医療法に基づき削減されてしまいます。

しかし、過剰病床地域であっても、「特段の医療事情」があれば複数の公立病院の病床を再編し、他の病院の病床とすることができる「特例病床制度」という制度があります。

私は、過剰病床地域でもあり、全国ワースト1という「特段の医療事情」がある川崎市こそ、この制度を活用すべきであると考え、議会できよく提案してきました。病床は市民の共有財産です。無策のままに失くしてしまうわけにはいきません。

ヤル気のある病院に病床を移譲

これをうけて川崎市は、24時間365日、必ず救急患者を受け入れる病院に対して、市立病院の稼働していない病床を譲渡することになりました。市立川崎病院には、稼働していない病床が20床あります。一方、市立井田病院には改築にともない減らすことになっていた病床が42床あります。

これら合わせて62床の病床を、「必ず救急患者を受け入れる病院」に譲渡します。その「必ず救急患者を受け入れる病院」は、救急医療の「最後の砦」といってよく、「初期救急型拠点病院」として川崎市が川崎南部保健医療圏にある救急告示医療機関の中から公募して指定します。市は、平成23年中のなるべく早い時期に、市内の医療機関に対して「初期救急型拠点病院」の公募を行います。その後、平成24年中の開設をめざして整備します。

今回の提案による取組みは、全国で初めてのケースとなります。

このことは、3月5日付けの読売新聞、朝日新聞、東京新聞、神奈川新聞に掲載されました。

三宅隆介プロフィール

昭和46年3月23日生まれ。大東文化大学文学部 卒業。
ユアサ商事株式会社を経て、
松沢成文衆議院議員(現神奈川知事) 秘書。
平成15年4月 川崎市議会議員 初当選。
平成19年4月 2期目当選。
川崎市多摩区中野島在住。

政治信条:小善は大悪に似たり 大善は非情に似たり

三宅の視点・隆介の主張

二次救急患者の搬送完結で、 救命救急センター(三次救急)も 本来機能を発揮

新設される「初期救急型拠点病院」は、とりわけ重症患者の受け入れ体制の充実強化を図るために初期治療に特化します。トリアージ、診断、治療などの機能をもって、24時間365日、患者を受け入れることが可能な施設となります。現在、市内には28ヶ所の救急告示医療機関(初期救急・二次救急)がありますが、これらの医療機関での受け入れが困難な場合、「初期救急型拠点病院」が迅速に受け入れます。

このように三次救急をのぞく重症患者の受け入れを「初期救急型拠点病院」が行えば、「聖マリアンナ医科大学病院」など、三次救急を担う救命救急センターが、本来の機能を発揮できます。

三宅隆介の議会改革

議員定数の大幅削減で談合議会の打破！

議会改革とは議員改革だ

多くの地方議会は、なれあい・談合で運営され、議場は茶番劇の場となっています。議員立法はほとんど無く、新たな立法や提案をしようとしても、ヤル気のない守旧派議員らによって握りつぶされます。また、彼ら守旧派議員の牛耳る会派運営によって、議会はなれあい・談合化（総与党化）し、市長提案の予算案・条例案にほぼ100%賛成します。守旧派議員たちは、異を唱える議員がいると、党議拘束をかけ黙らせます。守旧派議員とそれに従順な「イエスマン議員」による利権擁護集団、それ

がほとんどの地方議会の実態ではないでしょうか。

私が会派（民主党川崎市議団）を除名されたのは、こうした談合議会对批判し、守旧派議員の言いなりになることを否定したからです。

地方政治改革の本丸は、地方議会改革なのです。

そのためには、地方議員改革が必要です。その早道は議員定数の削減です。

つまり、「地方政治改革→議会改革→議員改革→議員定数削減」なのです。

こんな議員はいらない

「食うため」議員はいらない

議席は有権者の公器です。その議員の私物ではありません。なかには生活のため（食うため）だけに議員をやっている人も見受けられます。

求められているのは政治家であり、「就活したら当選しました議員」ではありません。高い志のない議員は結局、「食うため」議員となります。

「特定地域代表」議員はいらない

議員の仕事は、市政全般の総チェックです。議員は、町会や自治会など、特定の地域に市の予算をもってこるだけしか仕事をしていない「地域利権屋」であってはなりません。

しかし現実には、町会や自治会など特定地域だけの代弁者となりはてている議員が多くいます。これでは町会長・自治会長をそのまま議員にすればいいこととなります。でもそうすると、議員定数が100あっても足りません。議員はあくまでも選挙区全体を代表し、市政全般について強い問題意識をもつことが求められます。

「特定利益代表」議員はいらない

議員の中には、特定の団体の支持で当選してくる人もいます。また、一つの課題にしか取り組まない「ワンイシュー」議員も多く見られます。ある新人議員は、一つの課題にしか問題意識をもっていなかった為に、任期を全うする前に議会での質問事項が底をついてしまい、「やる事がなくなった」と嘆いていました。

行政には、医療や介護などの福祉施策のほか、産業振興や雇用対策、幼児教育や学校教育、あるいは街づくりや都市基盤整備、環境施策、外国人施策、日本国民たる住民の安全と安心、そして生活の利便性を確保するための様々な行政施策とそれを可能にする財政運営などがあります。議員にはそれら全般にわたる知識と関心と戦略的思考を有することが求められます。

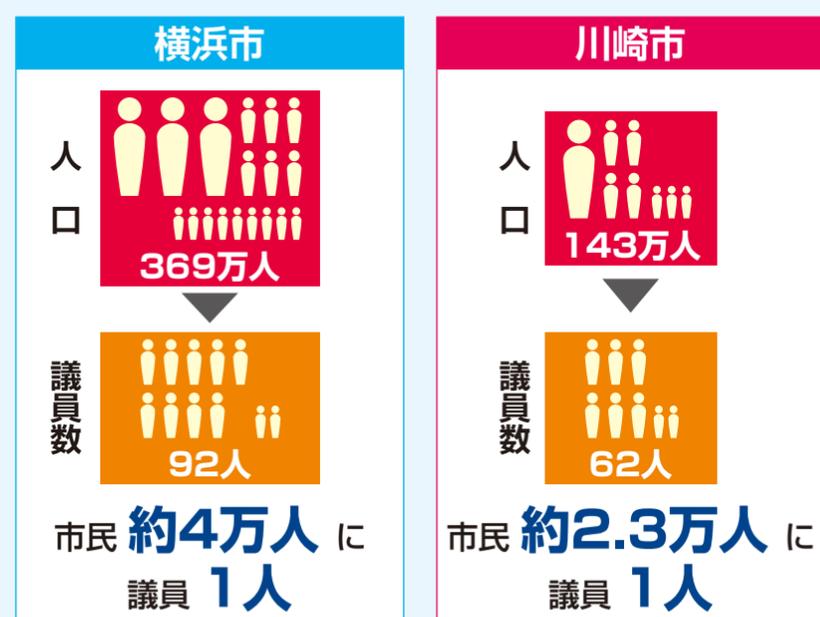
TOPICS

議事録にも残らない各会派代表者による非公式会議、いわゆる「団長会議」で合意された議員定数3減案（談合案）が、3月1日の本会議において主要3会派（自民・民主・公明）から共同提案され、可決されました。市民に開かれた場で議論ができない体質、これこそが談合議会の象徴です。

川崎市議会は横浜市議会の約2倍

川崎市議会の現状を変えるためには、定数を大幅に削減したうえで、会派による党議拘束という「議論の禁止」措置を原則としてなくし、それぞれの議員が個々の判断で責任をもって討論し、表決できる議会にすることが必要であると考えます。

下記の表をご覧ください。人口あたりで比較しても、川崎市議会の定数は横浜市議会の約2倍です。議員数が約2倍の川崎市の行政サービスは、横浜市の行政サービスより高い水準にあるといえるのでしょうか。



議員定数削減のメリット

- ▶ 有権者の一票の「質」が高まる
- ▶ 議事が効率化・スピード化される
- ▶ 特定利益や特定地域代表の議員がいなくなる